

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【公表番号】特表2016-503791(P2016-503791A)

【公表日】平成28年2月8日(2016.2.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-009

【出願番号】特願2015-549337(P2015-549337)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/29 (2006.01)

A 6 1 Q 11/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/29

A 6 1 Q 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月21日(2015.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

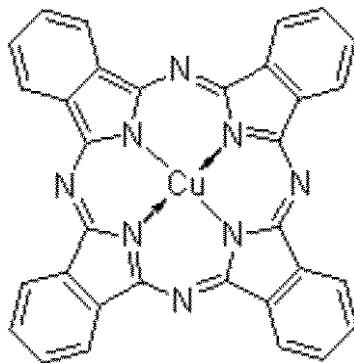
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つまたはそれ以上の顔料および二酸化チタンを含む顔料系を有する歯磨剤であって、該二酸化チタンの濃度は歯磨剤の重量あたり0.05～0.2%であり、該1つまたはそれ以上の顔料がピグメントブルー15：

【化1】



であり、1.5～2.0%のラウリル硫酸ナトリウムおよび0.5～2.0%のメチルビニルエーテルと無水マレイン酸の共重合体を含む、歯磨剤。

【請求項2】

前記1つまたはそれ以上の顔料がオーラルケア器具でのブラッシングの間に放出可能である、請求項1に記載の歯磨剤。

【請求項3】

前記放出可能な顔料が、十分なブラッシングに関する色シグナルを使用者に与え、および前記二酸化チタンが該放出可能な顔料によるオーラルケア器具の着色を低減または防止する、請求項1または2に記載の歯磨剤。

【請求項4】

溶解性または崩壊性フィルムが、ブラッシングの間に放出される1つまたはそれ以上の放出可能な顔料を含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の歯磨剤。

**【請求項 5】**

前記 1 つまたはそれ以上の放出可能な顔料が不溶性の顔料を含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の歯磨剤。

**【請求項 6】**

- a ) 約 0 . 1 % の二酸化チタン
- b ) 約 0 . 3 % のトリクロサン、
- c ) 1 . 5 ~ 2 % のラウリル硫酸ナトリウム ( S L S ) 、
- d ) 約 0 . 2 4 % のフッ化ナトリウム、
- e ) グリセリン、ソルビトールおよびプロピレングリコールの 1 つまたはそれ以上を含む 4 5 ~ 7 5 % の湿潤剤、
- f ) キサンタンガム、カラギーナンおよびコロイド状シリカの 1 つまたはそれ以上を含む 1 ~ 1 0 % のシックナー、
- g ) 0 . 5 ~ 3 % のメチルビニルエーテルと無水マレイン酸の共重合体、および
- h ) 1 5 ~ 2 5 % の水。

を含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の歯磨剤。

**【請求項 7】**

前記放出可能な顔料が、水の存在下でのブラッシング後の 3 0 秒超ないし 1 8 0 秒未満で実質的に放出されて、該放出可能な顔料の放出が十分なブラッシングに関する色シグナルを使用者に与える、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の歯磨剤。

**【請求項 8】**

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の歯磨剤で歯を清掃する方法。

**【請求項 9】**

前記顔料がオーラルケア器具を用いた十分なブラッシングに関する色シグナルを使用者に与え、前記二酸化チタンが該放出可能な顔料による該オーラルケア器具の着色を低減または防止する、請求項 8 に記載の方法。

**【請求項 10】**

前記フィルムが溶解または崩壊する前のブラッシング時間が 3 0 ~ 1 8 0 秒の間である、請求項 9 に記載の方法。

**【請求項 11】**

前記オーラルケア器具が歯ブラシであり、前記二酸化チタンがブラッシングの間に歯ブラシのブラシ毛が着色されることを低減または防止する、請求項 9 または 10 に記載の方法。